

災害に備えて

地域コミュニティ継続計画



作成ガイド

令和●●年●●月

高松市○○地域コミュニティ

地域コミュニティ継続計画

1 趣旨

香川県や高松市においては、行政単位での対応を定めた地域防災計画により、災害対策本部の設置や運営、通信手段の確保、被害情報の収集や伝達、広域的な応援の受入に始まり、公共インフラ被害の応急対策や被害調査、罹災証明の発行など、それぞれの行政組織が迅速に実施すべき対応について定めています。

一方、各地域コミュニティにおいては、まず、避難体制を確立し、地域住民の安否確認や避難支援、避難所運営や応急対策、市の災害対策本部への情報伝達などについて、平時から検討し、情報共有することが重要です。また、その検討結果を基に訓練を実施することで、大規模災害が発生した際にも、発災直後からスムーズに応急対策を開始することが期待できます。

地域コミュニティ継続計画は、様々な防災情報や手引き類をできる限りコンパクトに集約し、災害時に地域では何に取り組むべきか、その支援体制はどのようなものかなどを地域コミュニティごとに定めるものです。また、今後、新たな防災情報の公表や対応策を検討した場合などは、随時改正することとします。

2 地域の特性の把握

(1) 大規模地震

平成25年3月に香川県から公表された、南海トラフに起因する地震災害の被害想定
の状況です。香川県は、1000年に一度又はもっと低い確率で発生する最大クラスの
想定と、発生頻度の高い想定との2種類を公表しています。 **【別紙1】**

(2) 大雨による河川の氾濫で浸水するおそれのある箇所（洪水浸水想定区域）や、土砂
災害のおそれのある箇所（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）及び高潮災害の
おそれのある箇所（高潮浸水想定区域）等については、たかまつ防災マップ、洪水ハザ
ードマップ、土砂災害ハザードマップ、香川県防災ナビ及びかがわ防災 Web ポータル等
を用いて確認します。

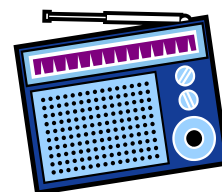
3 災害情報の入手方法

災害情報は、様々な手段を用いて入手することが可能です。重要なのは、何か身の回りで異変があった場合は、行政からの情報を待つのではなく、自ら積極的に情報を収集する習慣を身に付けることです。正確な情報を入手することで、以後、適切な対応を取ることが可能になります。

また、高松地方気象台のホームページから、大雨による災害発生危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」(キキクル)のほか、雨雲レーダーによる現在の雨雲の様子や今後の雨の予想、気象に関する注意報・警報の発表状況等を確認することができます。

〈災害情報の入手方法の例〉

- テレビ、ラジオ (緊急地震速報有り)
- インターネット (パソコン、携帯電話、スマートフォン等) (緊急地震速報有り)
- 香川県防災情報アプリ「香川県防災ナビ」
- 防災行政無線 (緊急地震速報有り)
- 香川県防災情報メール (事前登録者へのメール送信)
- 高松市公式 SNS (facebook、Twitter 等)
- 高松地方気象台ホームページ
- かがわ防災 Web ポータル



メール登録方法【別紙2】

イメージ図【別紙3】

(1) 気象情報

大雨や台風、高潮、大雪、暴風などの情報について、今後、状況が悪化する可能性がある場合は、高松地方気象台から、早い段階で「香川県気象情報第〇号」が発表されます。

これは、警報や注意報の発表に先立っての注意喚起や、警報や注意報の内容を補足することを目的としています。気象情報の発表後、さらに状況が悪化すると、注意報や警報が発表されるほか、山間部では、土砂災害警戒情報が発表される場合があります。

また、平成25年5月の気象業務法の一部改正により、大津波や数十年に一度の豪雨などが予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合には、特別警報が発表されることとなりました。

インターネットで気象情報の収集【別紙3】

(2) 河川の水位情報

高松市内を流れる香東川、本津川、新川・春日川及び吉田川では、観測地点ごとに、氾濫注意水位や、避難判断をする際の目安となる避難判断水位が定められています。その水位を超える可能性がある状況において、市は河川沿岸のパトロールを強化し、避難情報(高齢者等避難、避難指示)の発令に当たっての判断材料としています。また、「ス

「スマートシティたかまつ」、「香川県河川監視カメラ」、「川の水位情報」で、水位情報等を確認することができます。

〈河川の水位情報の確認方法〉

- スマートシティたかまつ（水位情報のみ）
- 香川県河川監視カメラ（水位情報及びカメラ画像）
- 川の水位情報

河川監視カメラ【別紙3】

(3) 市の災害対策本部からの情報

市の災害対策本部（水防本部を含む。以下、「市の本部」という。）は、各種災害情報に基づき総合的に判断した上で、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令します。これらの関係を図示すると別紙のようになります。

イメージ図【別紙4】

4 高齢者等避難が発令されたら

市の本部では、今後、気象状況が悪化し、避難指示を発令する可能性がある場合に、前もって高齢者等避難を発令する場合があります。これは、避難指示が発令されてから避難行動に移るまでに時間がかかるとされる高齢者や障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児等（以下、「要配慮者」という。）を対象に、事前に発令するものですが、急を要する場合は、即時、避難指示を発令する場合があります。

避難情報については、可能な限り早めに発令するため、状況がさほど悪化せずに沈静化する場合がありますが、住民の皆さんは、発令内容及び気象情報等について、逐次確認してください。市は、避難情報の発令に合わせて、各地域の指定避難所（コミュニティセンターや小・中学校等）を段階的に開設し、開設した避難所の情報を、「3 災害情報の入手方法」に示す方法等を用いて周知します。

避難所を開設する際には、市の本部から市職員（災害時指定職員）が派遣されますが、地震や土砂崩れなど、突発的に発生する災害の場合は、避難所開設作業のための時間的猶予がない場合があります。その際には、地域住民が中心となって開設作業を迅速に進め、避難者を受け入れる体制を確立する必要があります。

また、例えば、避難情報が「〇〇川沿岸」を対象に発令された場合には、対象地域が広範囲に及ぶことから、同じ沿岸部でも「川が越水した際に被害が発生する可能性が高い箇所」と「地盤が高く、影響を受けにくい箇所」について、平時から地域で情報共有し、避難する必要性が高い箇所について、予め確認しておくことが重要です。

高齢者等避難が発令されたら、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は、危険な場所から避難します。避難とは、「難」を「避」けることであり、危険な場所から安全な場所（近隣の一時避難所や指定緊急避難場所、安全な場所に住んでいる親戚・知人宅等）へ移動する「水平避難」や、自宅の2階や近隣の建物の上階などへ移動する「垂直避難」が考えられます。地域の災害リスクを踏まえ、状況に応じてどのような避難行動をとるかについて、日ごろから考えておくことが重要です。

また、速やかに避難を開始できるよう、平時から、ハザードマップ等を確認するとともに、非常用持出袋の準備を行います。この中には、懐中電灯やラジオ、食料、飲料水、マスク、手指消毒液、体温計、その他自分や家族に必要なもの（常備薬等）などを用意し、持ち出しやすい場所へ置いておきます。

5 避難指示が発令されたら

高齢者等避難の段階よりも状況が悪化している場合や、今後さらに悪化する場合が想定されます。避難指示が発令されたら、危険な場所から全員避難します。高齢者等避難が発令された場合と同様に、災害の状況に応じて、安全な場所（近隣の一時避難所や指定緊急避難場所、安全な場所に住んでいる親戚・知人宅等）へ移動する「水平避難」や、自宅の2階や近隣の建物の上階などへ移動する「垂直避難」を行います。

この段階になると、市の本部から、あらゆる手段を使って、当該地域の避難を呼び掛けます。地域においても、声を掛け合って、取り残されている住民がいないか確認します。

指定避難所などに避難する場合は、非常用持出袋を持っていきます。

避難の際、すでに周囲が浸水していた場合は、マンホールや側溝に転落しないよう十分注意する必要があります。膝上(地面から約50cm程度)以上の浸水がある場合は、無理をして避難所に行かず、自宅や近くの建物の2階以上に緊急的に避難します。避難所に行くことだけが避難ではありません。

また、冠水した道路を自動車で避難するのは大変危険です。地盤の低いところで車が止まり、脱出できず事故に巻き込まれることがあります。

地震の場合は、スマートフォン、防災行政無線などから緊急地震速報や津波警報が自動的に放送されます。この場合は、テレビ、ラジオでより詳しい情報が入手できれば確認し、できなければ直ちに避難行動をとることが必要です。沿岸部にいる場合は、落ち着いて海岸から離れてください。津波避難ビルを活用することも重要です。移動する場合は、自動車の使用はできる限り避けてください。渋滞によって逃げ遅れたり、停電で信号機が停止することで事故を起こしたりするおそれがあります。



6 緊急安全確保が発令されたら

すでに何らかの災害が発生している又は切迫している状況にある場合に発令されます。この場合は、すでに安全な避難ができず、命が危険な状況です。命を守る最善の行動をとってください。また、災害が発生・切迫している状況において、市が災害の状況を確実に把握することができるとは限らないこと等から、緊急安全確保は必ず発令される情報ではありません。危険な場所にいる人は、避難指示までに避難を完了する必要があります。

7 どこに避難するか

災害の状況により、自宅の2階などに避難する場合や、地域で取り決めている一時避難所、市の指定避難所などに避難する場合があります。

地震の場合には、沿岸部の地域では、できる限り、沿岸部から離れ水平方向に避難しますが、避難する時間のいとまがない場合などには、津波避難ビルを使用します。これらの位置について、地域で情報共有します。

このほかにも、平時に申し合わせておいて、災害時には優先的に物資を確保できる燃料店や小売店、けが人の対応のための病院や診療所、救助の支援が必要と思われる要配慮者利用施設などの位置についても情報共有し、地域ぐるみで応急対策に当たれるようにします。

また、避難は徒歩を原則としますが、細い道が密集している地域を避ける必要があったり、土砂災害や地震の液状化災害などにより、想定していた避難路が通行できなくなったりすることも考えられます。複数の避難路が必要になることを想定し、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないこと、避難時間等を考慮して、事前に検討しておく必要があります。

8 災害が発生する可能性が高まったら

- (1) まず、身の安全を確保します。落ちついて行動します。テレビやラジオなどで情報を入手します。地震の場合は、身の回りに火の気があれば、できる範囲で消火します。
- (2) 家族の安否を確認します。電話が通じない場合は、災害用伝言ダイヤルや、香川県防災ナビの安否確認機能を利用します。 **利用の仕方【別紙5】**
- (3) 自宅避難をするか、周囲の状況や家屋の被災状況から避難所に移動する必要があるかを判断します。特に地震の場合は、大勢の人が移動する可能性がありますから、あわてずに、自宅避難の可能性について検討します。風水害の場合は、市の本部からの情報や消防団、自主防災組織などの呼びかけを確認します。
- (4) 近隣の声かけをします。避難所へ行く途中で、近隣の住人に自分が持っている情報

を伝え、避難する必要があることを声かけします。その際、けが人がいることを発見し、自分では救出できない場合は、避難所に到着次第、消防団や自主防災組織など地域の皆さんに情報を伝えます。

9 避難所での活動

避難所の開設は、できる限り市職員（災害時指定職員）が参集して実施します。しかしながら、地震災害のように、市職員も被災する可能性がある場合は、地域住民の手で開設し、予め計画している作業を迅速に実施する必要があります。また、同様のことが地域の皆さんにも言えることであり、予め定めた役割分担のとおり人員が参集できない場合は、避難所に集まった人の中で、災害対応が可能な皆さんで手分けして計画を実施する必要があります。

初動期の避難所活動は、このような理由から、多くのことを計画しても計画を習熟している人材が参集できない場合には、混乱する可能性があることから、作業メニューを単純化することが必要です。

(1) 避難所とする建物の安全確認

小・中学校や高校の体育館は耐震化工事を完了しています。コミュニティセンターについては、計画的に建替えや耐震改修工事を実施しています。耐震化工事が完了していない避難所については、建物内に入る前に、大きな被害を受けていないかを確認します。

(2) ライフラインの確認

建物内に入ったら、電源や水道が使用可能か確認します。電源については、地震災害の場合は、付近一帯が停電する可能性がありますので、自家発電装置の設置が必要になります。市の本部から災害協定先に依頼を行いますが、広域的に停電した場合は、装置の設置までかなりの時間が必要になります。この場合、地域内で応急的に自家発電装置を設置できる関係先と平時に申し合わせすることができれば、電源について早期に確保できます。

トイレについては、使用できない場合は、備蓄用の簡易トイレを使用します。この場合、場所の確保とトイレットペーパーや掃除用の新聞紙が必要になります。また、衛生対策として掃除用のゴム手袋を用意しておくとう便利です。ゴム手袋は、炊き出しや洗濯、避難所内の掃除の際にも必要になります。

(3) 建物内に避難開始

建物内に、避難を開始したら、混乱しないようにまず座り落ち着くことが大切です。この際に、体育館に備えている床に敷くマットやイスが使用できれば、手分けして用意します。ラジオを持って避難している人がいたら、情報をみんなで共有します。自分の

靴が分からなくなならないよう、靴箱などに整理します。靴については、落ち着いてから、靴用の名札を作成したり、ダンボール箱で簡易な靴箱を作成します。

(4) 備蓄物資の確認

コミュニティセンターや小学校などに保管している備蓄物資を確認します。発災当日は、備蓄物資以外に食料や水などが入手できない場合も想定されます。

(5) 要配慮者の避難状況の確認

地域の一人暮らしの高齢者や体が不自由な方などの安否の確認を行います。避難所で確認できない場合は、班を組んで、できる範囲で自宅などに声かけを行います。集合時間を予め決めておき、コミセンや小学校などで確認作業の結果について、情報の収集を行います。避難行動要支援者名簿を活用することも重要です。

また、個別避難計画と連携して、円滑な避難支援ができるよう、地区内での役割分担や支援内容を事前に整理しておきます。



(6) 避難者名簿の作成

コミュニティセンターなどから紙と筆記用具を調達し、避難所ごとの避難者名簿を世帯ごとに作成します。地震災害の場合は、随時避難者の出入りがあるため、毎日の異動を確認します。この名簿は、コミュニティセンターを通じて市の本部に集約し、ホームページなどで公表します。集約する方法は、電子メールを使用しますが、使用できない場合は、市の本部が収集作業を行います。

避難者名簿の作成における注意点は、家族や親戚などが探している場合があることから、可能な限り携帯番号を記載し、避難所にいない場合でも、連絡がつく状態にすることです。

また、ホームページなどで公表するのは、基本的に氏名・性別ですが、それ自体も公表したくない方については、事故が起こらないよう公表リストに掲載しないようにします。



(7) 市の本部との連絡

災害時には、消防や警察など各関係機関に連絡します。電話設備の被災や、通信規制の実施なども想定されます。この場合、消防団を通じて消防局と連絡をとったり、総合センター、支所、出張所に設置している無線機を使用して、市の本部と連絡する手段があります。

また、公衆電話器は、一般電話よりも災害時につながりやすい特性がありますので、地域内の公衆電話の場所について確認をしておくことが必要です。



(8) 避難生活が長期に及ぶ場合の調理

災害支援物資が四国外から順調に輸送され始めるまでには、2日から3日かかるとい

われています。この間は、市や県の備蓄物資に加え、地域でも炊き出しなどの活動が必要になる場合があります。このため、平時から、災害時に利用できる大型の鍋やコンロ、ガス器具、調理場などを想定しておく必要があります。発災直後は、コミュニティセンターや自治会の集会場などが想定され、更に長期化し、大規模な給食体制が必要な場合は、東日本大震災では、学校の給食場なども使用されました。

(9) 地域内に物資の集配拠点

物資などの集配拠点を予め決めておきます。市の本部でも、大きなエリアごとに拠点を決定しますが、地域内の小規模な避難所への対応のためには、地域コミュニティの集配拠点を定め、そこから、地域内の他の避難所や状況に応じて在宅の避難者にも配送する必要があります。地域で配送作業に協力を得られる人材や会社などと予め協議しておきます。

(10) 地域外からもボランティアが参加

復旧・復興活動が活発になりだすと、全国からボランティアが参加してきます。各地域でも、委ねる作業は積極的に委ねて、地域の住民が休養することも大切です。毎日のボランティアの仕事の仕分け作業自体も、ボランティアの協力を得るようにすべきです。

(11) 感染症対策について

香川県の「避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針」や高松市の「避難所運営マニュアル作成の手引（新型コロナウイルス感染症対策編）」などを参考に、感染症対策に留意して避難所の運営に当たります。



10 東日本大震災から学ぶこと

- 発災直後の避難所では、種々の作業の必要性に気付いた人がどんどん積極的に周りの人に声をかけることが大切。みんな素人だけれどもみんなが主役です。
- 発災直後は、自宅でも避難所においても、みんなが機転を利かして、避難生活に必要な物は、その場にあるもので工夫して応急的に対応します。例えば、ダンボールの空き箱を利用した靴箱や紙おむつを分解して濡れた靴に入れ体温の低下を防ぐなど。
- 最初は、車の中やトイレで着替えていた事例もあったことから、女性用の更衣室が必要になります。
- 避難所の食事の用意は、当初女性ばかりが行っていましたが、男性が参加することで配膳方法や順番などのいろいろな問題が解決できました。
- 長期の避難所生活の場合は、プライバシーを確保するための仕切りなどが必要にな

りました。

- 避難所においても班編成などのコミュニティ組織作りが必要であり、そこから一定のルール作りが始まり、男性も女性も作業の役割分担が見えてきました。
- 長期の避難所生活の場合は、屋外トイレ周辺等の夜間照明など防犯体制の整備を検討する必要があります。
- 長期の避難所生活の場合は、できるだけ早い段階で、避難所の名簿を確立し、不審者の侵入を防止し、また、役割分担して夜間の見回りなどが必要になります。
- 避難所では、女性や子どもにできる限り声かけを行い、悩みやストレスを早い段階で解消できるようにします。
- 避難所では、貴重品は、身につけておくことが大切です。
- 避難者名簿は、家族単位で作成します。いろいろな情報伝達や仮設住宅の抽選などに役立ちます。
- 避難所では、多くの人が入り出するため、手洗いやうがいが必要になります。特に冬の時期は、風邪や感染症などの防止のためにも重要です。



11 地域での防災活動のポイント

項目	平時の活動	災害時の活動
消火活動	消火訓練 火災予防啓発	初期消火、火災の警戒
救出・救助活動	資機材の整備、救助技術の習得、救出・救助訓練	可能な範囲での救出・救助活動、防災機関への協力
情報収集・伝達活動	防災知識の普及 情報収集伝達訓練	情報収集伝達、防災機関への協力
避難誘導活動	避難路、一時避難所、指定避難所の情報共有	率先避難、避難活動の支援
避難体制の確立	非常用持ち出し品の啓発 避難訓練	備蓄物資や支援物資の仕分け、炊き出し活動
衛生活動	衛生知識の啓発 災害時用簡易トイレの用意	応急救護の実施、風呂やトイレの調整活動
災害時要配慮者対策	地域の登録状況把握 対策の検討	避難の呼びかけ、支援、誘導
避難所の治安対策	警察や消防団などとも連携し、見回りの検討	防犯対策・巡回の実施
女性の積極的な参画	避難所での食事や清掃など、生活のルール作りの検討	更衣室や授乳所、トイレ問題などに女性が参画して調整

12 地域コミュニティの情報共有事項

災害に備え、地域コミュニティ内での生活必需品の調達方法を確認することが重要です。停電やガスの供給が停止した時、大雨や大雪で遠方に買出しに行けない時などに、どこの店舗で LP ガスや物資などを調達できるかを情報共有します。場合によっては、店休日や夜間に近隣だけでも対応ができる仕組みを店舗側と申し合わせできれば、地域コミュニティの安全策となります。平時の防災訓練などでも確認します。

また、消防屯所や駐在所、病院など地域の拠点や避難所への主な道路、災害時には通行することが危険な箇所などを、地域のマップに掲載して情報共有することが重要です。

併せて、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地域コミュニティ継続計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、

個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めます。

避難所一覧【表1】

災害時の地域の拠点【表2】

13 地域コミュニティ間の連携

大規模災害時には、一つの地域コミュニティ内では避難体制が充足されない場合があります。例えば、津波被害や土砂災害、ため池の決壊災害などが発生した場合には、その地域の避難所が使用できない場合があります。近隣の地域コミュニティと連携して避難者を受け入れる必要があります。このため、市では、避難所の受入状況の情報発信を行い、避難者を誘導しますが、地域でも、平時から近隣の地域コミュニティの避難所の場所を確認し、地域コミュニティ間で協力し合う体制を築くことが重要です。

14 自主防災組織

※ 各地区における自主防災活動組織の活動状況等について記載してください。

15 防災メモ

(1) 局地的大雨の前兆現象

- 真っ黒い雨が近づき、周囲が急に暗くなる。
- 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- 大粒の雨や「ひょう」がふり出す。

(2) 災害時の家庭内の対応

- 地震時には、使用中の電気器具のスイッチを必ず切ります。強い地震動の最中は困難なため、まず身の安全を確保してから、次に火の始末、電気器具のスイッチを切り、プラグを抜きます。
- 地震、火災などの際には、エレベータに乗らないことが大切です。
- 避難するときはブレーカーを切ります。家の外へ避難するときは停電していても、電気が通電された際の事故を防ぐため、分電盤のブレーカーを切ります。

(3) 都市ガス、LP ガス

- 強い揺れを感知した場合は、マイコンメーターが反応して、自動的にガスの供給を停止します。このため、揺れている最中に無理にガスコンロを消そうとする必要はありません。復旧する場合は、マイコンメーターの説明書に従い復帰ボタン(リセットボタン)を押しますが、ガス漏れなどを起こしている場合は、マイコンメーターが反応しないため、使用を中止します。

(4) 家庭内での備蓄

- 最低3日間、できれば1週間、家族が生活できるための食料や水を確保します。トイレ用に風呂の残り湯も活用します。ラジオや懐中電灯、キャンプ用のガスコンロ、子どもがストレスをためないためのお菓子なども必要になります。
- 下水が使用できなくなった時のために、簡易トイレも備蓄します。
- 必要に応じて、日ごろから持病やかかりつけの医療機関などの情報を入れた「たかまつ安心キット」を冷蔵庫に保管しておき、避難所に移動する場合は持参します。

(5) 家屋の耐震化

- 新耐震基準の建築物や耐震化補強した建築物は、揺れに対する全壊率がかなり下がります。このため、県・市の耐震化補助制度などを活用して、自宅で被災した場合の身の安全を守る対策を進めます。

(6) 家具の転倒防止対策

- 地震の被害として、家具の下敷きや窓ガラスが割れた破片によってけがをしたり亡くなったりするケースが多く報告されています。家庭内の備蓄と合わせて、家具類の転倒防止対策も必要です。高齢者のお宅など、器具の取り付け作業に支援が必要な場合は、県の家具類固定サポート制度の活用や、地域の自主防災会や防災士などが協力する体制が必要です。
- 避難通路や出入口周辺に、転倒して避難の障害になる家具を置かないようにします。
- ベッドの周辺にはできるだけ背の低い家具を使用します。
- 揺れで飛び出すおそれがあるため、窓際にはキャスターが付いている家具を置かないようにします。
- 家具類の転倒防止対策としては、L字金具などで壁に直接固定する方法が最も効果的です。その際、壁の下地柱や間柱などを確認して固定します。
- 壁や柱に直接ねじ止めできない場合は、天井との間にポール式器具により固定します。この場合も天井に十分な強度があることを確認します。

- ガラスが破損した際に飛散しないように、飛散防止フィルムを貼ります。
- 器具の取り付け作業が一人ではできない場合は、県の家具類固定サポート制度を活用するほか、自主防災組織や防災士を始めとした地域ボランティアによる支援の活用を検討します。

家具の転倒防止対策【別紙6】

(7) 「安否旗」等を活用した安否確認

- 大規模災害発生時には、誰一人逃げ遅れることがないように、隣近所で声を掛け合い、より安全な場所に避難することが重要であることから、近隣住民に自分や家族の無事を知らせるために、黄色い旗やハンカチを使った「安否旗」等を自宅の玄関などに掲揚する方法があります。災害時の安否確認が短時間で効率的に行えるため、各地域で自主的に行う安否確認訓練等での活用を検討します。